身体障害者定期・巡回相談実施要領

１　目　　的

県内に居住する身体障害者に対し、補装具費支給の医学的判定等を行い、もってその福祉の向上を図ることを目的とする。障害者総合支援法第７６条に基づき、市町を主体とする援護の適切な実施を支援する。

２　実施機関

市町からの依頼により、山口県身体障害者更生相談所（以下「更生相談所」という）　が実施する。

３　対 象 者

原則として、県内に居住する肢体不自由者、難病患者等

４　相談内容

　(1)　補装具費支給の適否、処方判定及び適合判定

　(2) 身体障害に関しての医学的相談

(3)　補装具、補装具の装着、リハビリ等に関する相談

５　実施方法

　(1) 更生相談所の計画と市町の要請に基づいて実施する。会場の準備、身体障害者及　　　びその関係者に対する周知や通知は、原則として市町が行い、診察用の医療器具等　　　の搬入は更生相談所が行う。

　(2) 初期相談（インテーク面接）や予約受付は市町が行い、市町は定められた様式の　　　名簿（様式C-5）、相談カードに必要事項を記載し、補装具費支給の適否、処方判定　　　の場合は判定依頼書と併せて、相談日の１週間前までに更生相談所に提出する。

　(3) 処方判定の場合、市町は、補装具業者に作製予定の補装具の処方票案と見積書を提出させ、それぞれの写しを、相談日の５日前（土日等の身体障害者更生相談所の閉所日を含まない。）までに身体障害者更生相談所へ提出する。また、高額な完成用部品を使用する義手・義足※１）、完成用部品を使用する座位保持装置については、必要性を記載した書類（様式は問わないが、座位保持装置については、座位保持装置意見書・処方票の欄に記載しても良い）とカタログを一緒に添付すること。

　　　※１）高額な完成用部品を使用する義手・義足は下図のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 義　手 | 〇価格が１０万円以上する手先具の部品を使用する場合 |
| 義　足 | 〇価格が３０万円以上する継手の部品を使用する場合  〇価格が２０万円以上する足部の部品を使用する場合  〇価格が１０万円以上するライナーの部品を使用する場合 |

　(4) 市町は相談日当日の相談時間までに相談内容を説明できるようにしておくこと。

　(5) 市町は補装具費支給の処方判定において、提出した見積書と処方された補装具の内容に変更があった場合は、すみやかに業者から変更後の見積書を徴取し、その写しを更生相談所に提出する。

(6) 更生相談所は市町を通じて提出された見積書の内容を確認後、処方判定の結果を判定書により市町に通知するとともに、適合判定及び相談結果を記載した相談カードを市町へ送付する。

附　　則

この要領は平成２１年４月から施行する。

　この要領は平成２４年１０月から施行する。

この要領は平成２５年４月から施行する。

この要領は平成２８年７月１日から施行する。

この要領は令和元年８月１日から施行する。